

## 公立大学法人埼玉県立大学の会計監査人の選任

公立大学法人埼玉県立大学の設立に伴い、次のものを会計監査人として選任しました。

あずさ監査法人

## ■ 契約概要

期 間 平成 2 2 年 4 月～平成 2 2 年度財務諸表承認日（平成 2 3 年 6 月頃）まで  
契約者 公立大学法人埼玉県立大学（平成 2 2 年 4 月契約予定）

## 【参考】

## 1. 監査法人概要

名 称：あずさ監査法人

理事長：佐藤 正典

所在地：東京都新宿区津久戸町 1 番 2 号

出資金：4, 0 3 5 百万円

人員数：5, 5 0 4 人

監査会社数：3, 5 8 2 社

その他：H18・H19 埼玉県包括外部監査人、埼玉県経済同友会会員

## 2. 地方独立行政法人法

（会計監査人の監査）

第三十五条 地方独立行政法人（中略）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

（会計監査人の選任）

第三十六条 会計監査人は、設立団体の長が選任する。

（会計監査人の資格）

第三十七条 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。

2 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

（会計監査人の任期）

第三十八条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての設立団体の長の第三十四条第一項の承認の時までとする。